

○薬事法第四十四条第七号の疑義について

(昭和二十五年一月二六日)

(薬収第七三一号)

(厚生省薬務局長あて石川県衛生部長照会)

薬事法第四十四条第七号に規定されてある事項について、別添のように金沢市警察本部長より照会があり、左記の点について疑義が生じたので至急何分の御回示を煩わしたい。

記

- 1 薬事法第四十四条第七号に規定する処方箋とは、医師法施行規則第二十一条にいう処方箋と解釈されるが、「医師の指示による」とはこの処方箋に記載すべき所定の事項を具備した内容の指示であるか、或は譲渡を単に指示した程度のものでよいか。
- 2 別添照会文の「別紙第一号」による診断書並びに「別紙第二号」による証明書は単に診断或は証明をしたものであつて、右の法第四十四条第七号の「医師の指示」と解されないと思ふが如何か。
- 3 「別紙第一号」の診断書については同文書を医師の指示によるものと想定するとすれば「ヒロポン」の使用を必要と認める旨のものであるが、これを「ホスピタン」に代えて販売する場合、薬事法第二十四条の規定による処方箋上の疑義と同様の取扱として医師の承諾を得なければならないものか或いはいずれも「塩酸フェニールメチルアミノプロパン」の製剤である点から別段の承諾を得る必要のないものとして取り扱うべきか。
- 4 処方箋或は文書による指示の場合には医師の住所、氏名の記入、捺印が必要であるが、右が遠隔の地に居る医師で実在するものであるか否かが判明し難いときには、これの販売を如何すべきか御回示願います。

参考(金沢市警察本部長よりの本文一略)

(別紙第一号)

診断書

住所 金沢市下笠舞町

××××二十一歳

一 病名 神経衰弱症

附記 右病名に因りヒロポン使用約二週間必要と認む右の通り診断候也

金沢市二十人町

医師 ○○○○ (印)

昭和二十五年 月 日

(別紙第二号)

証明書

東京都台東区浅草

△△△△二十二歳

右の者徹夜作業に依る疲労回復の為覚醒剤(注射)の必要を認む依つてこれを証明する。

昭和二十五年十月六日

台東区浅草

医師 □□□□ (印)

昭和二六年一月八日 薬収第二号

石川県知事あて厚生省薬務局長回答

十一月二十六日薬収第七三一号をもつて照会のあつた標記について左記の通り回答する。

記

- 1 薬事法第四十四条第七号に規定する「指示」とは、当該医薬品を販売又は授与して差し支えない旨を単に指示する程度のものでよい。
- 2 本件の診断書、証明書と引き換えに医薬品を販売又は授与した場合は、当該薬局又は医薬品販売業者は、これを医師の指示により販売し、又は授与したものといい得る。
- 3 「指示」によつて販売又は授与する場合、指示された名称の医薬品がないときは、「指示」した医師の同意を得なければ他のものをもつてこれに換えることは、法第二十四条の主旨からみて望ましくない。
- 4 処方せんを発行し、又は指示した医師の存在を確かめ得ない場合、医薬品の販売又は授与を拒否することは差し支えない。